

様式第2号（3関係）

処 分 基 準

令和3年3月1日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第22条第7項
処 分 の 概 要 : 警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法第3条第1号～第6号（警備業の要件）、第22条第2項（警備員指導教育責任者資格者証の交付）
処 分 基 準 : 警備業法第22条第7項各号に該当し、警備員指導教育責任者として不相当であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 合 せ 先 : 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考 :